

議案第184号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成12年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「182円」を「230円」に、「279円」を「350円」に、「377円」を「470円」に、「162円」を「200円」に、「260円」を「320円」に、「357円」を「440円」に、「16円」を「20円」に、「325円」を「400円」に、「7円」を「8円」に、「10円」を「12円」に、「15円」を「18円」に、「19円」を「24円」に、「29円」を「36円」に、「39円」を「48円」に、「68円」を「85円」に、「97円」を「120円」に、「195円」を「240円」に、「100円」を「130円」に、「500円」を「760円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

準用河川の土地占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。